

平成 30 年度千曲市地域支援事業 一般介護予防事業
「介護予防 転倒予防教室」に関する仕様書

1 目的

主として活動的な状態にある高齢者を対象に、介護予防の普及啓発と運動器の機能強化を効果的に行い、身体機能及び生活機能を高め、家庭や地域での積極的な活動の拡大につなげることを目的に「介護予防 転倒予防教室」事業(以下「本事業」という。)を実施する。

2 件名

地域支援事業 一般介護予防事業 「介護予防 転倒予防教室」の事業委託

3 委託期間

- (1) 委託期間は、平成 30 年 8 月 1 日(予定)から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 市は、受託者が委託契約に定められた事項を遵守しない等当該業務を委託することが不適当と認めた場合又は法令等を遵守しない場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

4 業務内容

介護予防に効果があると考えられ、介護予防への動機付けとなるものや楽しみをもって取り組めるものとして運動機能向上プログラム及びレクリエーション等の運動プログラムを実施する。

5 実施場所及び実施曜日

下記の会場(予定)及び期日にて実施する。全 5 会場。

曜日	会場名	住所	主な対象範囲
月	雨宮会館(2階 大会議室) ※時間を分けて2部構成とする。	雨宮 15-1	更埴川東圏域
火	八幡公民館(2階 講堂) ※時間を分けて2部構成とする。	八幡 3311	更埴川西圏域
水	ふれあい情報館(2階 第1会議室) ※時間を分けて2部構成とする。	屋代 128-1	更埴川東圏域、埴生圏域
木	戸倉創造館(小ホール) ※時間を分けて2部構成とする。	戸倉 2305-1	戸倉圏域、上山田圏域
金	人権ふれあいセンター(2階 集会室) ※時間を分けて2部構成とする。	栗佐 1301	更埴川東圏域、埴生圏域

※ 会場の借上は、市が行う。

※ 使用料及び冷暖房費は市が負担する。

※ 全会場パイプ椅子設置されており、使用可能。

※ 実施会場及び実施曜日は、参加者の状況、施設管理者の都合等により変更する可能性がある。

※ 予算や参加者の状況等により会場を増やす可能性がある。

6 業務概要

(1) 教室対象者

千曲市内に住所を有する原則 65 歳以上で市が必要と認めた者

(2) 参加者数

各回 20～25 人程度

(3) 教室の実施時期

平成 30 年 9 月 1 日(予定)～平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 実施回数

1会場あたり 概ね月 3 回実施

※台風や大雪等、参加者の安全が保てない可能性があるとして市が判断した場合は、教室を中止または延期する場合がある。

(5) 実施時間

各回1時間 30 分(午前 9 時から 12 時の間に実施する)

※送迎時間は含まないものとする。

(6) 提案金額

提案金額は 1 人、1 か月あたり 5,760 円(税込)以下とする。

※ この内、参加者負担金を、1 人 1 か月 1,600 円とする。

※ 提案金額から参加者負担金を差し引いた額を市が受託者に支払う。

※ 提案金額には、人件費(スタッフの移動費含む)、資料代、必要物品費用、送迎のためにかかる費用など事業実施に係る経費を含むこととする。

※ 委託期間内において教室準備期間中の委託料の支払いは行わないものとし、事前打ち合わせ等の費用は受託者の負担とする。

7 業務の流れ

(1) 参加者の募集

① 参加者の募集は市が行う。

申込者が教室の該当者かどうかを市が判断し、参加予定者の情報を受託者に渡す。

② 参加者の募集は、教室開始時に行う。

(2) 事前準備

受託者は教室が円滑に開始できるよう、準備、事業計画等の作成を行い、市と打ち合わせを行うものとする。その場合の作成費、交通費等は受託者の負担とする。

なお、送迎を再委託する場合は、送迎について打ち合わせを行う際には送迎を行う事業者も必ず出席するものとする。

(3) プログラムの実施

ア 介護予防への動機付けや運動プログラムの意図が理解できるよう説明をする。

利用者の教室参加目的・教室参加による生活・身体状況等の目標を把握し、目標達成を支援するプログラムとすること。

イ 毎回、運動機能向上プログラム(ストレッチ、筋力向上運動、バランス運動、機能的運動)をおこなう。この運動プログラムを実施するにあたり、レクリエーション等を盛り込み、楽しみながらできるよう工夫すること。

ウ 毎回、千曲市健康寿命延伸体操「あん姫いきいき体操」をプログラムに盛り込むこと。

エ 毎回、運動プログラムの開始前には、参加者の血圧測定、健康状態を聞き取るとともに、プログラム実施中も随時、参加者の状態を把握、確認するなどして、参加者の安

全管理をはかること。

- オ 参加者が自宅でもおこなえるストレッチ、筋力向上運動を盛り込み、自宅での自主運動を奨励する。
- カ 地域で運動できる場などの社会資源について、折に触れ情報提供し、参加者が地域で活動できる機会をふやす。なお情報提供の際には、その都度、市と協議すること。

(4) アセスメント・評価

ア 開始1か月後の初期アセスメント

開始から概ね1か月後に簡易体力測定とアセスメントをおこなう。アセスメントの実施にあたっては、本人の目標の確認、主観的健康感、身体能力測定(握力・5m通常歩行・5m最大歩行・Timeup&Go・開眼片足立ち)、生活機能に関する項目をおこなう。

イ 最終評価

年度末に簡易体力測定と最終評価アセスメントを行う。アセスメントの実施にあたっては、本人の目標の達成度、主観的健康感、身体能力測定(握力・5m通常歩行・5m最大歩行・Timeup&Go・開眼片足立ち)、生活機能に関する項目等をおこなう。評価後、本人に結果を示し適切な事後指導をおこなう。

(5) 途中参加者への対応

途中参加者については、参加から概ね1か月後に初期アセスメント用紙を用いて、簡易体力測定とアセスメントをおこなう。その後は、年度末にまとめて評価アセスメントをおこなう。

(6) 実績報告書の作成

教室終了後、アセスメントの結果等を踏まえて、①～④の書類により報告する。

- ① 実施したプログラム内容
- ② 実績報告書
- ③ 参加者の個人カード
- ④ 出席表

※①～④の様式は、市と受託者で協議する。

(7) 請求書の提出及び委託料の支払い

1人1か月あたりの単価契約のため、受託者は1か月ごと、該当月の月末から1週間以内に、該当月の出席表を添付して市に請求すること。市は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする。

8 実施にあたっての留意点

(1) 人員配置

受託事業を実施するにあたっては、次のアおよびイに該当する職員を1会場3名以上と配置するものとする。このうち、アに該当する職員を1会場1名以上必ず配置するものとする。

ア 機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、看護師、柔道整復師等)または健康運動指導士、介護予防運動指導員、介護予防指導士など介護予防運動指導経験者。

イ 高齢者の特性や介護予防に関する知識をよく理解した専門職員。

(2) 参加者負担

参加者負担金は、本事業に係る費用の一部にあてることとし、受託者が参加者から直接徴収するものとする。

(3) 会場・物品の概要

- ア 事業の実施に必要な物品は、受託者が用意すること。
- イ 各会場ともに、会場内などへの物品等の据え置きは禁止する。
- ウ 各会場内の机・椅子などの備品を使用することはできるが、使用にあたっては施設管理者の指示に従うこと。
- エ 運動靴、水分補給用の水分、タオルは参加者持参とする。
- オ 毎回の事業が終了したときは、現状回復を原則とする。
- カ 会場は公共施設であるため、施設利用にあたっては、施設管理者の指示に従うとともに、他の施設利用者と混乱の無いよう円滑に進めること。
- キ 参加者の体調の急変時には、必要に応じて会場に備え付けの AED(自動体外式除細動器)を使用する。なお、AED がない会場については受託者が用意すること。
また、必要時に AED を使用できるよう、教室で指導を行う担当者は AED の使用方法を熟知しておくこと。

(4) 関係機関との連携

プログラムの実施や参加者の状況等について、市高齢福祉課職員と1か月に1回、会議をもち情報共有をはかること。

(5) 送迎

- ア 参加者のうち、生活機能の状況により、送迎なしでは参加が困難な者は、原則、送迎するものとし、その可否については市が決定するものとする。参加者の送迎場所、送迎時間は市の意見を聞いた上で、受託者が決定し参加者に通知する。なお、送迎業務にあたり、安全管理に十分に配慮し実施するよう十分配慮すること。
- イ 送迎の際は、運転手の他に、緊急時に対応できるよう受託者側において職員1名を必ず添乗するものとする。

(6) 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、当該事業委託契約前に市に書面による了承を得たうえで、送迎業務に関して再委託することができる。なお、再委託する事業所は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を得た事業者とすること。

(7) 安全管理体制

- ア 委託事業を安全に実施するために、事故発生時の対応(送迎時も含む)を含めた安全管理マニュアルを整備し、事業開始前に市に提出すること。
- イ 有事に際して速やかに対応できる体制を整え、事故が発生した場合は直ちに、市に報告し、必要に応じて指示を受けること。
- ウ 事故発生防止のために安全衛生委員会を設置し、定期的に協議を行い安全管理の徹底に努めること。なお、協議した内容については市に報告すること。
- エ 台風や大雪等で参加者の安全が保てない可能性があるとして市が判断した場合は、受託者に教室の中止または延期を求めるものとする。

(8) 損害賠償

施設内で行われた「介護予防 転倒予防教室」事業に際して、発生した事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応する。ただし、受託者による施設外の送迎時の事故については、受託者が加入する損害賠償保険にて対応する。

また、送迎業務を再委託する場合は、受託者と送迎業務受託者との間において損害賠償等の責任について、予め協議するとともに再委託に係る契約等に明記しておくこと。

(9) 個人情報保護についての取り扱い

提供を受ける個人情報及び受託事業を行うにあたり知り得た個人情報の取り扱いについては、「個人情報に係る特記事項」によること。

(10) その他

受託者は、各会場内でこの事業に係るもの以外の受託者が主催や実施する事業の勧誘などを行ってはならない。

(11) 疑義が生じた場合の対応

本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議することとする。